		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														(8) (7)のカの内容
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(2) （1）のコの内容	(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(4) （3）のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							(6)（5）のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校単位の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒等へ案内を送付	コ．その他		ア．申請書類を配布し、期限内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から按分	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．自ら作成したホームページ・ブログ等を活用した文書の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間限度額や目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額を記載	オ．外部機関の申請書を作成	カ．その他	
25	25	16	13	12	8	8	8	23	0	1	7	7	1	1	23	0	0	0	7	11	11	0	0	0	0	0	9	0	11	9	0	3	3
秋田県	秋田市	○	○	○	○		○	○							○						○								○				
秋田県	能代市	○	○	○		○		○							○						○								○	○			
秋田県	横手市	○	○			○	○	○							○					○							○		○				
秋田県	大館市	○			○		○	○							○				○											○			
秋田県	男鹿市	○	○		○	○		○							○						○						○						
秋田県	湯沢市	○		○						○					○						○						○		○	○			
秋田県	鹿角市	○	○				○	○							○						○								○	○			
秋田県	由利本正市	○				○		○							○												○			○			
秋田県	潟上市	○		○				○							○					○												○	市内の小・中学校に在籍する全児童生徒に配布している。
秋田県	大仙市	○	○				○	○							○						○								○	○			
秋田県	北秋田市	○			○			○	○						○						○								○	○			
秋田県	にかほ市	○		○		○			○			○	市内保育園・こども園の園だよりに制度の掲載を依頼		○					○													
秋田県	仙北市			○					○			○	新一年生には入学通知書発送時に同封し、郵送。		○					○													
秋田県	小坂町			○			○								○					○									○				
秋田県	上小阿仁村								○			○	年長児の保護者へ保育園を経由して配布	○					○								○						
秋田県	藤里町				○				○						○				○														
秋田県	三種町	○	○	○	○				○						○				○	○	○						○						
秋田県	八峰町	○	○	○								○	前年度除当者に次年度用申請書及び案内を送付		○				○	○	○						○		○				
秋田県	五城目町								○			○	次年度の新入学児童生徒の保護者に対して、こども園や小学校を通じて就学援助制度の書類を配付している。		○							○						○						
秋田県	八郎潟町				○		○	○	○						○					○												○	継続の申請漏れなどは、個別に電話等で申請の意思を確認している。
秋田県	井川町	○	○	○			○		○						○					○							○		○	○			
秋田県	大潟村								○					○						○									○				
秋田県	美郷町	○	○	○	○				○			○	毎年度4月に教育委員会が学校に依頼し、小学校1年生から小学校6年生、中学校1・2年生の全保護者に就学援助制度の書類を配布。転入者については、年度途中での児童生徒の親権者変更時に就学援助制度を説明。		○							○												○	就学援助の制度自体を知らないということがないように、学校に依頼し、小・中学校の全在校生の保護者に就学援助制度の書類を配布している。
秋田県	羽後町				○		○		○						○				○											○			
秋田県	東成瀬村						○	○	○			○	入学時、進級時に学校で必要と判断した場合に個別周知		○				○														

2. 新入学児童を対象に学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童分の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜小学校＞(2)（1）のカの内容	＜小学校＞ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で生徒全及び保護者に対して案内（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	＜小学校＞(6)（5）のコの内容	＜小学校＞(7)（4）ウ. イ. ウ. エ. に○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7の場合）支給時期	＜小学校＞ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給対象者に転勤に伴う世帯の教育費負担軽減制度があるから	エ. （入学前支給と位置づける）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜小学校＞(9)（8）のエ及びオの内容
25	25	19	2	3	0	0	1	1	19	1	0	1	0	0	0	0	1	0	9	8	1	9	8	12	6	3	2	1	0	1	3	3	0	0	2	1	0	1	1
秋田県	秋田市	○							○										○			○	○	○	○														
秋田県	能代市	○							○										○					○															
秋田県	横手市	○							○											○		○	○	○															
秋田県	大館市	○							○										○						○														
秋田県	男鹿市	○							○										○				○		○														
秋田県	湯沢市	○							○											○		○		○															
秋田県	鹿角市		○							○																													
秋田県	由利本正市	○							○										○						○														
秋田県	潟上市	○							○										○			○		○															
秋田県	大仙市	○							○											○		○	○			○				○									
秋田県	北秋田市	○							○										○					○		○													
秋田県	にかほ市	○							○								○					○	○		○							○	市内保育園・こども園の間だけに制度の拡充を検討							
秋田県	仙北市	○							○										○													○	入学通知書発送時に同封し、郵送。							
秋田県	小坂町			○																																		○	町立学校への入学が確認できてから支給を行っている。
秋田県	上小阿仁村			○																															○				
秋田県	藤里町		○									○																											
秋田県	三種町	○							○											○		○	○	○			○												
秋田県	八峰町	○							○											○				○															
秋田県	五城目町	○							○										○								○												
秋田県	八郎潟町			○																															○	○			
秋田県	井川町	○							○											○		○	○	○		○													
秋田県	大潟村	○							○												○			○															
秋田県	美郷町	○							○											○		○	○	○	○			○				○	毎年度４月に教育委員会がこども園に依頼し、小学校新１年生の全保護者に就学援助制度の案内を配布している。							
秋田県	羽後町	○							○											○				○															
秋田県	東成瀬村						○	費用を無償化はしていないが、新入学時に祝い金を支給しているため、入学前支給を行っていない																															

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童がいないため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象児童がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の複雑さが問題だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えると、事務面に負担へ。また、母体が不安定など、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童数の設定について（重複可能） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童数の設定を行っており、その際と同様の基準により設定	イ．新たに設定基準等を定め、その基準により設定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財学援助制度の給付の支援により対応	オ．新たに設定基準を定めることを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
25	25	19	2	3	0	0	1	1	10	1	0	1	0	0	0	0	1	0	9	8	1	0	2	1	0	1	1	8	3	9	1	0	3	1	1
秋田県	秋田市	○							○										○								○								
秋田県	能代市	○							○										○											○					
秋田県	横手市	○							○											○							○								
秋田県	大館市	○							○											○															
秋田県	男鹿市	○							○										○											○					
秋田県	湯沢市	○							○											○										○					
秋田県	鹿角市		○							○																							○		
秋田県	由利本正市	○							○										○								○								
秋田県	潟上市	○							○										○									○							
秋田県	大仙市	○							○											○								○							
秋田県	北秋田市	○							○										○														○		
秋田県	にかほ市	○							○								○													○					
秋田県	仙北市	○							○										○								○								
秋田県	小坂町			○																						○	町立学校へ入学が確認できてから支給を行っている。	○							
秋田県	上小阿仁村			○																			○							○					
秋田県	藤里町		○									○																○							
秋田県	三種町	○							○											○								○							
秋田県	八峰町	○							○											○													○		
秋田県	五城目町	○							○										○											○					
秋田県	八郎潟町			○																			○	○										○	現行の規定に照らして年度途中にも随時申請を受け付けることで対応している。
秋田県	井川町	○							○											○								○							
秋田県	大潟村	○							○												○									○					
秋田県	美郷町	○							○											○										○					
秋田県	羽後町	○							○										○											○					
秋田県	東成瀬村						○	費用を無償化はしていないが、新入学時に祝い金を支給しているため、入学前支給を行っていない																						○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村教育委員会規程（要綱）に関する係数（倍率）		（6）（3）で十と回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（1）で、令和5年4月以降、準要保護の認定基準を継続	4．（2）（1）にてイで、見直し前の生活保護基準の認定基準に変更	4．（3）（1）にてイで、見直しによる生活保護基準の変更が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の基準保護者がいない等）	4．（4）（1）でイで、見直しによる生活保護基準の変更が生じないと想定されるが、対応していない	4．（5）（1）でイで、見直しによる生活保護基準の変更が生じると想定されるが、対応していない	令和5年4月以降、生活エ．その他	4．（3）（2）でエとした場合のその内容	4．（4）（1）でイ、見直しによる生活保護基準の変更が生じないと想定されるが、対応していない		令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村予算額の余裕	ウ．市区町村長等の裁量	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．母子及び父子福祉資金貸付	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子家庭の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状況の悪い者、学食、給食費が悪い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による受付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（34万円）、1.5倍（45万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.1倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割）又は均等割（調整控除額控除前）額に一定の係数を掛けたもの（例：調整控除額の10倍、15倍等）（係数および控除額を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）：倍	係数（倍率）：倍																
20	20	10	13	14	11	12	16	6	8	11	14	7	5	8	7	16	5	1	0	4	22	0	4	0	13	8	4	0	0	0	8	8	
秋田県	秋田市		○	○		○					○						○				1.3					○					平成25	4	20%未満
秋田県	能代市																○				1.2							○					30%未満
秋田県	横手市															○					1.3					○			○				10%未満
秋田県	大館市															○					1.65					○		○					15%未満
秋田県	男鹿市			○		○	○				○							○			1.2												25%未満
秋田県	湯沢市	○					○									○					1.2					○					平成24	12	20%未満
秋田県	鹿角市																○				1.15					○					平成26	4	15%未満
秋田県	由利本正市	○	○		○	○	○		○	○	○	○				○					1.3					○					平成30	4	15%未満
秋田県	潟上市	○	○	○			○									○					1.3					○			○				10%未満
秋田県	大仙市																○				1.3					○					平成23	7	10%未満
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○			○				15%未満
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○			○				15%未満
秋田県	仙北市															○					1.3							○			平成24	4	5%未満
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					1.3					○							15%未満
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1							○			平成25	4	10%未満
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○			○				5%未満
秋田県	三種町	○		○		○	○		○		○	○	○	○		○				○	1.2				その他災害などの特別な事情により、現年度においての生活の困窮を来している者	○		○						15%未満
秋田県	八峰町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2						○				平成24	8	10%未満
秋田県	五城目町															○					1					○			○				10%未満
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○				保護者が未就業、病気、または災害等の特別な事情で経済的に困窮している者										5%未満
秋田県	井川町															○				○	1.3			災害、失業その他の特別な事情により特に援助が必要であると教育委員会が認める者	○			○						10%未満
秋田県	大潟村	○		○		○	○									○					1.3				○			○					5%未満
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					1.3				○		○						10%未満
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○						○				教育委員会が認めた者									5%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1-1. 費目毎の援助額) 学用品費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	就入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
25	25	23	1	1	1	1	1	23	23	0	2	25	1	1	1	1	1	25	23	0	2	6	5	5	1	1	1	0	0	0	1	25	14	14	11	11	11	0	0	0	2	
秋田県	秋田市	○						○	11,630			○						○	51,080			○	○	0								○	○	22,625								・給外活動費（宿泊を伴うもの）：令和4年度の実績なし。 ・給食費は一食当たり287円を実施日数分（最大200日）支給。
秋田県	能代市	○						○	15,600			○						○	32,150			○	○	5,400								○	○	26,095								・体育実技費は授業で必要な大キャ踊入費。 R4年度は実績なし。 ・通学用品費は学用品費と併せて支給。
秋田県	横手市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	19,177								通学費については、実績がないため平均支給額を0円としています。
秋田県	大館市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,362					
秋田県	男鹿市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,113					
秋田県	湯沢市	○						○	※		※1：11,630円、※2～6：13,900円	○						○	54,080													○			○	22,690	16,762					
秋田県	鹿角市	○						○	12,000			○						○	54,080													○			○	18,000	18,000					
秋田県	由利本正市	○						○	11,600			○						○	54,000													○			○	22,690	21,400					医療費については支給実績なし。
秋田県	潟上市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,584								
秋田県	大仙市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	21,952								通学用品費は2～6年生が対象。体育実技用具費は1・4年生が対象。 給外活動は宿泊を伴うもの。伴わないものどちらか1回支給。修学旅行の受給学年は対象外。 医療費は3歯・トラコーマ等の治療に係るもののみ。 オンライン学習通信費は端末持ち帰り月数に応じた定額1支給。
秋田県	北秋田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	24,790								
秋田県	にかほ市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,103					R4支給実績無し。医療費
秋田県	仙北市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○	○	26,784								「オンライン学習通信費」は令和5年度から支給費目に追加 医療費は実績なし。 通学費については、遠距離児童等通学費補助金を活用のため実績なし。
秋田県	小坂町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	19,910								通学費・給外活動費（宿泊を伴わないもの）・医療費：実績なし。
秋田県	上小阿仁村	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	32,280								・修学旅行費、医療費は令和5年度予算に計上した単価 ・学校給食費は令和4年度の実績 ・給外活動費は実績なし
秋田県	藤里町	○	○	11,420							R4予算単価	○	○	22,470							R4予算単価											○	○	46,000								R4予算単価
秋田県	三種町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,107					医療費：実績なし。
秋田県	八峰町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	40,060								
秋田県	五城目町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	16,160					
秋田県	八郎潟町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,000							R3年度実績値	給外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なしのための円
秋田県	井川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
秋田県	大潟村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	0				実績なし											○			○	22,690	19,450					
秋田県	美郷町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,664								・体育実技用具費については、小学校在学中に2回（小学校1～3年までの3ち1回、4～6年までのうち1回）の援助が受けられる。 ・各費目の支給平均額は令和3年度の実績値。なお、（0円）応入は実績なし。
秋田県	羽後町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,720					
秋田県	東成瀬村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	13,000								「修学旅行費」は令和5年度予算計上した単価。 「医療費」「オンライン学習通信費」は令和4年度実績なし。

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
25	25	25	1	1	1	1	1	23	23	0	3	25	1	1	1	1	1	25	23	0	2	6	5	3	1	1	1	0	0	0	1	25	13	13	11	11	11	0	0	0	2	13	1
秋田県	秋田市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	1,145								○	○	50,785								・給食費は一食当たり340円を実施日数分（最大190日）支給	
秋田県	能代市	○						○	30,600			○						○	40,500			○	○	0								○	○	51,816								・通学用品費は学用品費と併せて支給 ・通学費は令和5年度実績なし。	
秋田県	横手市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	47,311								通学費、校外活動費（治験）については、実績がないため平均支給額を0円としています。	
秋田県	大館市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	52,288							
秋田県	男鹿市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	46,385							
秋田県	湯沢市	○						○	※		中1：22,730円、中2～3：25,000円	○						○	63,000													○			○	60,910	52,505							
秋田県	鹿角市	○						○	24,000			○						○	60,000													○			○	50,000	43,115							
秋田県	由利本正市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	53,649							医療費については支給実績なし。
秋田県	潟上市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	50,642									
秋田県	大仙市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	61,507								通学用品費は2~3年生が対象。体育実技用具費は1年生が対象。 校外活動は原則を伴うもの、伴わないものどちらか1回支給。修学旅行の受給学年は対象外。 医療費は3歳~トラコーマ等の治療に係るもののみ。 オンライン学習通信費は端末持ち帰り月数による月割り支給。	令和4年度に、子育て世帯生活支援特別給付金を受給できなかった家庭援護等へ、市独自の取組として特別給付金の支給を行った。
秋田県	北秋田市	○						○	22,730			○						○	60,000													○											
秋田県	にかほ市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910							R4支給実績無し。医療費
秋田県	仙北市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0					○	○	16,328								「オンライン学習通信費」は令和5年度から支給費目に追加 医療費は実績なし。 通学費については、遠距離児童等通学費補助金を活用のため実績なし。	
秋田県	小坂町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	38,810								通学費・医療費実績なし。	
秋田県	上小阿仁村	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	67,087								・修学旅行費、医療費は令和5年度予算に計上した単価 ・学校給食費は令和4年度の実績 ・校外活動費は実績なし。	
秋田県	藤里町	○	○	22,320						R4予算単価	○	○	23,550							R4予算単価												○	○	100,000							R4予算単価		
秋田県	三種町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	46,302					医療費：実績なし。	
秋田県	八峰町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	46,849									
秋田県	五城目町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし。	○			○	60,910	35,305						
秋田県	八郎潟町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	55,105								校外活動費は実績なしのため0円	
秋田県	井川町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910							
秋田県	大潟村	○			○	22,730	22,730			R4実績なしにつき、R3実績	○			○	63,000	60,000				R4実績なしにつき、R3実績												○			○	60,910	34,460				R4実績なしにつき、R3実績		
秋田県	美郷町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	44,805								・体育実技用具費については、中学校在学中に1回のみ援助を受けることができる。 ・各費目の支給平均額は令和5年度の実績額。なお、「0円」記入は実績なし。	
秋田県	羽後町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,075							
秋田県	東成瀬村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	54,000								「修学旅行費」は令和5年度予算計上した単価 「医療費」「オンライン学習通信費」は令和4年度実績なし。	